令和2年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会議事録

1 開催日 令和2年12月25日(金曜日)

2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時50分閉会

3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室

4 出席委員 19名

 1番・北原 浩美
 2番・鹿野 直子
 3番・柿木 和惠
 4番・佐藤 慎二

 5番・秦 真一
 6番・外川 守 7番・湯浅 光二
 8番・髙倉 伸淳

 9番・松木 一幸
 10番・宮嶋 睦子
 11番・平 克洋
 12番・鷲尾 勲

 13番・浅沼 博実
 14番・只石 博幸
 15番・一宮 敏昭
 16番・清水 利秋

17番・石尾 卓也 18番・山田 孝 19番・滝川 岳雪

5 欠席委員 なし

 6 事務局職員
 津村事務局長
 澤口農地係主査
 北田農地係主査

 長根農地係主任
 荒農地係主任
 武田農地係主任

7 傍聴人 なし

8 議事録署名委員 9番・松木 一幸 10番・宮嶋 睦子

9 議事内容

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- (4) 議案第4号 現地目証明願について
- (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
- (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
- (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

○議 長(山田 孝) ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を開会 いたします。

> 本日の出席委員は全員19名でありますので、部会規則第8条の規定に 基づき、本会は成立しております。

○議 長(山田 孝) 本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号9番松木委員,議席番号10番宮嶋委員の両委員を指名いたしますので,よろしくお願いします。

また,議事についての発言の際は,議席番号を告げてから御発言願います。

○議 長(山田 孝) それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局(澤口主査)

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 御説明いたします。議案の該当ページは1ページから4ページでございま す。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が永山地区で2件、使用貸借 権設定が東鷹栖地区で2件、永山地区で1件の計3件、合計5件でござい ます。

番号1番および2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に 売却する案件です。

番号3番ないし5番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する 農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。

いずれも、議案補足資料1ページないし5ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第1号について、審議を願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 無しということでありますので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長(山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請 について」を上程いたします。

事務局より説明します。

○事務局(荒 主 任) 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御 説明いたします。

議案の5ページ番号1番を御覧ください。

本件の転用目的は、甲種農地において、酒米の精米工場及び貯蔵用倉庫 を設置するものであります。

まず、資料7ページの位置図を御覧ください。申請地はJR 永山駅から 南南東方向へ約3kmのところに位置します。

次に資料8ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には精米工場, 貯蔵庫, 上屋, 通路及び緑地が設置される計画です。

結論としましては、資料9ページの総括表にある内容に基づき、許可相当と認められるとの判断に至っております。総括表の詳細は資料11・12ページの意見書を御確認ください。

続きまして、議案の5ページ番号2番を御覧ください。本件の転用目的 は農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであ ります。

次に資料13ページの位置図を御覧ください。申請地はJR北永山駅から 東南東方向へ約2.9kmのところに位置します。

次に資料14ページの場内見取図を御覧ください。申請地には砂利採取場として,表土堆積場や沈殿池が設置される計画です。

結論としましては、資料15ページの総括表にある内容に基づき、許可相当と認められるとの判断に至っております。総括表の詳細は資料17・ 18ページの意見書を御確認ください。

続きまして、議案の6ページ番号3番を御覧ください。本件の転用目的は、甲種農地において、木材置場を造成するものであります。

次に資料 19 ページの位置図を御覧ください。申請地は JR 北日ノ出駅から西北西方向へ約 700 mのところに位置します。

次に資料20ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には木材置場,通路が造成される計画です。

結論としましては、資料21ページの総括表にある内容に基づき、許可

相当と認められるとの判断に至っております。総括表の詳細は資料23・ 24ページの意見書を御確認ください。

続きまして, 議案の6ページ番号4番を御覧ください。本件の転用目的は 第1種農地において, 駐車場の敷設を行うものであります。

次に資料25ページの位置図を御覧ください。申請地は東旭川支所から 東南東方向へ約16.6kmのところに位置します。

次に資料26ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には駐車 区画,通路が敷設される計画です。

結論としましては、資料27ページの総括表にある内容に基づき、許可相当と認められるとの判断に至っております。総括表の詳細は資料29・30ページの意見書を御確認ください。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第2号について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

- ○議 長(山田 孝) 発言が無しということでありますので、議案第2号について「異議な し」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北 海道に進達することに決定をいたします。
- ○議 長(山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。 事務局から説明いたします。
- ○事務局(北田主査) 事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を 御説明いたします。議案の該当ページは7ページから27ページでござい ます。

御審議いただく全体の件数は,所有権移転が9件,賃貸借権の設定が23 件,使用貸借権の設定が1件の合計33件です。

地区別の内訳でございますが,所有権移転の9件は,東鷹栖地区3件,永 山地区4件,東旭川地区2件となっております。

賃貸借権設定の23件につきましては、東鷹栖地区11件、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区7件、東旭川地区2件となっており、使用貸借権設定の1件は東旭川地区でございます。

集積の面積は、所有権移転が25.0ha、賃貸借権の設定が62.3ha、

使用貸借権の設定が0.4ha,合計87.7haでございます。

続きまして, 内容の御説明をいたします。

所有権移転の議案番号1番および2番は、農地保有合理化事業により北 海道農業公社が農地を買い入れる案件でございます。

番号3番から9番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による 売買でございます。

賃貸借権設定23件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が10件、借主変更が10件、新規設定が3件、また、使用貸借権設定の1件は新規案件でございます。

これらの計画は、いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められます。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第3号について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長(山田 孝) 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いた します。

事務局より説明願います。

○事務局(武田主任) 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。 議案の該当ページは29ページから32ページでございます。

東鷹栖地区で2件,永山地区で3件,江神地区で1件,東旭川地区で5件,合計で11件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果,番号3番につきましては願出のとおり農地であること,その他の案件につきましては願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第4号について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 無しということですので、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することを決定いたします。

○議 長(山田 孝)

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので御報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(澤口主査)

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を 御説明いたします。議案の該当ページは33ページから42ページでござ います。

本件につきまして合計15件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で2件、江神地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で8件となっております。

届出の内訳としましては,全件が相続による所有権の取得でございま す。

これらにつきまして,旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき,事 務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問などはござい ませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(山田 孝)

ありませんということですので、報告第1号を終わります。

○議 長(山田 孝)

次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査)

事務局。

日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは43ページから49ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地 区8件、永山地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区1件の、合計13件 ございました。

これらにつきまして,旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき, 農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。

○議 長(山田 孝) 次に日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(澤口主査) 事務局。

日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の51ページを御覧ください。

本件につきましては、永山地区で2件、東旭川地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、 農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 発言がありませんので、報告第3号を終わります。

○議 長(山田 孝) 次に日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」ですが、 これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(長根主任) 事務局。

日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案53ページを御覧ください。

本件について報告書の提出があった法人は, 3法人です。

この法人につきまして、議案補足資料 3 1 ページないし 3 3 ページの農地所有適格法人要件確認書のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

○議 長(山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を 閉会いたします。